従業員各位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表取締役

令和５年3月13日以降のマスク着用の考え方について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に、これまで従業員の皆様にはマスクの着用のご協力をお願いしてきましたが、このたび厚生労働省は、令和５年３月１３日以降、個人の主体的な選択を尊重し着用は個人の判断に委ねることを公表しております。また本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮も求めております。

当社の就業中のマスク着用についても、個人の主体的な選択を尊重し着用は個人の判断に委ねることと致しますが、会社という集団で活動する組織において、またお客様など対外的な関係もあることを考えますと、マスク着用を推奨する場面や留意事項があると考えて、マスク着用を推奨する場面や留意事項を下記の通りお知らせいたします。従業員のみなさま方におかれましてはご理解を頂きますようよろしくお願い致します。

記

１．マスクの着用を求める場合

・医療機関・高齢者施設などを訪問するとき

・通勤時など混雑した電車・バスに乗車するとき

・基礎疾患（慢性呼吸器疾患、心臓病、肝臓病、糖尿病、血液疾患、免疫不全など）がある方、または基礎疾患のある方と面談するとき

・密閉空間、換気の悪い場所で15分以上他人と接するとき

・身体接触のある業務に従事するとき

２．マスクの着脱について

・社内では原則マスクの着用は個人の自由とします。

・訪問先でマスク着用の対応をされている場合はこちらも着用してください。また相手方から着用を求められた場合は、その指示に従ってください。

・社外の方と対面での会話の際にマスクを外す場合は、相手方の了解を得てから外すようお願いします。

・来客者がマスクをされている場合も、相手方の了解を得てから外すようお願いします。

３．マスク着用が効果的な方（ご自身を感染から守る為にできるだけ着用を推奨します）

・６５歳以上の高齢者

　・妊娠中の方

　・その他疲労が蓄積していると思われる方

４．症状がある場合等の対応

発熱、倦怠感、嗅覚・味覚障害など症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査が陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は周囲の者に感染を広げないため、 外出を控え必ず必ず会社に報告して下さい。また通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避けマスクを着用して下さい。その際の対応については適時会社から指示をさせて頂きます。

５．その他

　マスクの着用の考え方は変更されましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に収束したわけではありません。場合によっては会社の判断でマスク着用を求める場合もあります。これまで通り引き続き、感染症対策には留意しつつ、通常の生活を取り戻せるよう従業員の皆様方におかれましてはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上